

第1類 総 規

第1章 通 則

印旛郡市広域市町村圏事務組合格約

昭 和 47 年 9 月 7 日
千葉県指令第 1943 号許可

改正	昭和48年9月28日	千葉県指令第 2031 号許可	平成13年3月30日	千葉縣市指令第 25 号許可
	昭和51年6月1日	千葉県指令第 1449 号許可	平成14年4月1日	千葉縣市指令第 2 号許可
	昭和56年3月30日	千葉県指令第 2344 号許可	平成19年1月18日	千葉縣市指令第 38 号許可
	昭和60年6月17日	千葉県指令第 630 号の1許可	平成22年7月26日	千葉縣市指令第 853 号許可
	昭和61年7月4日	千葉県地指令第3号の3許可	平成23年1月13日	
	平成4年3月31日	千葉県地指令第 36 号許可	平成26年4月1日	千葉縣市指令第 2971 号許可
	平成8年3月29日	千葉県地指令第 38 号許可	平成27年3月31日	千葉縣市指令第 3151 号許可
	平成10年4月1日	千葉県地指令第 3 号許可		

第1章 総則

(目的)

第1条 この組合は、印旛郡市の均衡ある発展を期するため、第4条に掲げる事務を共同処理することを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）という。

(構成市町)

第3条 組合は、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町及び栄町（以下「関係市町」という。）をもつて組織する。

(共同処理する事務)

第4条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。

- (1) 職員の統一採用試験及び職員の共同研修に関する事。
- (2) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく水道用水供給事業の設置及び維持管理に関する事。
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく軽費老人ホームA型の運営支援に関する事。
- (4) 病院群輪番制方式による第二次救急医療機関運営事業に関する事。
- (5) 関係市町の共通課題についての連絡調整に関する事。

(事務所の位置)

第5条 組合の事務所は、千葉県佐倉市宮小路町12番地に置く。

第2章 議会

(議会の組織及び議員の選出方法)

第6条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は18人とする。

2 組合議員は、関係市町の長及び議会の議長をもつて、これに充てる。ただし、管理者又

は副管理者に選任された関係市町の長については、長に代えて副市町長（当該関係市町に副市町長が2人以上いるときは、当該関係市町の長が副市町長のうちから指定する者）を組合議員に充てるものとする。

3 前項ただし書の場合において、副市町長が欠けているときは、当該市町の長の指定する者をもつて組合議員とする。

（組合議員の任期）

第7条 組合議員の任期は、関係市町の長若しくは副市町長にあつては、当該市町の長又は副市町長の任期によるものとし、関係市町の議会の議長にあつては、当該議長の職にある期間とする。

2 前条第3項の規定による組合議員の任期は、当該組合議員の属する市町の長の同条同項による指定の解かれるまでの期間とする。

（議長及び副議長）

第8条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 執行機関

（執行機関の組織及び選任方法）

第9条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

2 副管理者の定数は2人とする。

3 管理者及び副管理者は、組合の議会において関係市町の長のうちからこれを選挙する。

4 会計管理者は、関係市町の会計管理者のうちから管理者が命ずる。

5 第1項に定めるもののほか、組合に職員を置き、管理者が任免する。

6 前項の職員の定数は、条例でこれを定める。

（管理者等の任期）

第10条 管理者及び副管理者の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 管理者及び副管理者が市町長の職を失つたときは、管理者又は副管理者はその職を失う。

（監査委員）

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合議員及び人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）から各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、当該組合議員の任期によるものとし、識見を有する者にあつては2年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間はその職務を行うものとする。

第4章 経費の負担等

（組合の経費の支弁方法）

第12条 組合の経費は、関係市町の負担する負担金、国庫支出金、県支出金、その他の補助金、借入金、寄付金その他の収入をもつて充てる。

2 前項に規定する関係市町の負担金の負担割合は、別表に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、管理者は第1項に定める関係市町の負担する負担金の全部又は一部について、組合議会の議決を経て、関係市町に分賦することができる。

（補則）

第13条 この規約に定めるもののほか組合の運営に関して必要な事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により、同法に定める市に関する規定を準用する。

附 則

- 1 この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行する。
- 2 この規約により初めて行う組合の議会は、佐倉市長が召集する。

附 則（昭和 48 年 9 月 28 日千葉県指令第 2031 号許可）

この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和 51 年 6 月 1 日千葉県指令第 1449 号）

この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和 56 年 3 月 30 日千葉県指令第 2344 号）

この規約は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 6 月 17 日千葉県指令第 630 号の 1）

この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 61 年 7 月 4 日千葉県地指令第 3 号の 3）

この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日千葉県地指令第 36 号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組規約第 11 条第 2 項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日千葉県地指令第 38 号）

この規約は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 4 月 1 日千葉県地指令第 3 号）

この規約は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日千葉縣市指令第 25 号）

この規約は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日千葉縣市指令第 2 号）

この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 18 日千葉縣市指令第 38 号）

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 7 月 26 日千葉縣市指令第 853 号）

- 1 この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。
- 2 平成 22 年度における印西市の負担金の負担割合については、第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、合併前の印西市、印旛村及び本埜村が負担するとされる額の合算額とする。

附 則（平成 23 年 1 月 13 日）

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日千葉縣市指令第 2971 号）

この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日千葉縣市指令第 3151 号）

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

関係市町が負担する負担金の負担割合

区 分	割 合
均 等 割	負担金総額の 100 分の 20
人 口 割	負担金総額の 100 分の 80
備考 人口割に用いる人口は、当該予算の属する会計年度の前年度の 10 月 1 日 現在における住民基本台帳記録人口による。	